中 監 第 ２ ７ 号
令和５年１２月２５日

中 種 子 町 長　田渕川　寿広　殿
中種子町議会議長　迫田　秀三　　殿

中種子町監査委員　利水　幸光
中種子町監査委員　梶原　哲朗

令和５年度定期監査の結果について（報告）

地方自治法第１９９条第４項及び町監査委員条例第２条の規程に基づき、令和５年度定期監査を実施したので、地方自治法第１９９条第９項の規程により結果について次のとおり報告する。

令和５年度

中種子町一般会計及び特別会計
並びに水道事業会計
定期監査結果報告書

中種子町監査委員

令和５年度　定期監査結果報告

１　監査対象

（１）令和５年度　一般会計
（２）令和５年度　国民健康保険事業勘定特別会計
（３）令和５年度　介護保険事業勘定特別会計
（４）令和５年度　後期高齢者医療特別会計
（５）令和５年度　水道事業会計

２　監査期間

令和５年１１月１４日　～　１１月２２日　（６日間）

３　監査実施要領

監査の執行にあたっては、原則として町条例等に基づいて、備え付けの諸帳簿・伝票及び関係書類を検閲し、関係職員の説明を聴取しながら審査を実施した。

（１）事務事業が計画的かつ効率的に進められ、住民の福祉の増進に役立っているか。
（２）予算計上及び執行等が適正に行われているか。不経済な支出等が行われていないか。
（３）本町の健全な発展を図るために努力が続けられているか。
（４）組織運営並びに事務の合理化に努めているか。

４　監査結果

原則として、令和５年度一般会計及び特別会計並びに水道事業会計の上半期（４月から９月）における状況について監査を行った。なお、関連する事項等があった場合は、前年度についても監査を行うこととした。

定期監査実施前に農林水産課において、農村婦人の家使用料を職員が横領するという事件が発生した。審査の結果、職員が現金を取り扱う際の事務処理フローや管理の仕方、チェック体制などの不備が事件発生の主因と判定されるもので、今後二度と類似のする不祥事が発生しないよう改善対策を講じられたい。

総体的には、各会計とも計数は誤りもなく、概ね計画的かつ効率的に執行されていると認められた。

事務処理については、軽微な指摘はあったものの、概ね適正に処理されていることが認められた。前回の指摘事項に対しての取り組み状況についても、全課において改善努力がなされている。

また、受審時の軽微な指摘事項や結果報告については十分認識され、今後

とも事務事業には積極的に取り組まれることを期待する。

5　監査結果概要

令和５年度一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計の９月末現在における収支状況は次表のとおりである。関係帳簿・証拠書類等と照合の結果、何ら違算なく、計数は正確であると確認した。

令和５年度予算の収支状況（９月末現在）　（単位：円）

会　　計	予算額	歳　入 (収入額)	歳　出 (支出額)	差　　引
一般会計	7,933,343,000	3,289,178,406	2,953,088,770	336,089,636
（繰越明許費）	680,752,800	59,238,200	184,551,581	-125,313,381
一般会計　小計	8,614,095,800	3,348,416,606	3,137,640,351	210,776,255
国民健康保険特別会計	1,458,354,000	552,534,341	461,162,584	91,371,757
介護保険特別会計	1,287,254,000	559,447,091	468,919,445	90,527,646
後期高齢者医療特別会計	158,166,000	59,199,755	52,345,812	6,853,943
特別会計　小計	2,903,774,000	1,171,181,187	982,427,841	188,753,346
水道事業会計（収益的収支）	338,019,000	136,157,683	62,160,520	73,997,163
合　　計	11,855,888,800	4,655,755,476	4,182,228,712	473,526,764

９月末現在における各会計の収支状況を見ると、事業収入については、例年実績報告後であることから歳出が歳入を上回っていることが多いが、本年度は繰越明許費以外全ての会計で歳入が歳出を上回っている。

6　個別意見

（１）上半期予算執行状況（４月から９月）

歳入全体の収入率は 41.5%（前年度 40.4%）となっている。

歳入の主な予算執行率（対予算額）については、町税全体で62.5%（前年度61.5%）であり、町民税52.5%（前年度48.7%）、固定資産税68.5%（前年66.6度%）、軽自動車税96.4%（前年度97.8%）、町たばこ税51.1%（前61.2年度%）である。

また、地方譲与税33.0%（前年度33.0%）、地方消費税交付金61.2%（前年度59.5%）、地方交付税72.5%（前年度71.1%）の収入率となっている。国庫支出金では本年度についても、コロナ感染症対策として新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金9,866万円を予算計上している。また、馬毛島基地（仮称）建設に係る再編交付金は、4億5,680万円の予算計上となっている。

なお、国庫支出金14.5%（前年度6.8%）、県支出金6.2%（前年度5.6%）と低率であるが、建設事業並び、各種事業完了による実績報告後の収入を予定しているためである。

歳出については、執行率（対支出負担行為額）は全体で56.5%（前年度51.7%）であり、総務費70.5%（前年度58.6%）、民生費44.1%（前年度37.9%）、衛生費63.6%（前年度61.1%）、農林水産業費51.4%（前年度51.0%）、商工費49.3%（前年度27.0%）、土木費59.5%（前年度75.9%）、教育費69.7%（前年度62.6%）と概ね順調に執行されている。

工事関係の執行率は、65.4%（前年度69.4%）で前年同期より減少しているものの、順調に執行されている。災害における防災・減災及び国土強靱化に取り組んでいる自然災害防止対策事業及び災害復旧事業が主な工事となっている。また、社会教育施設等の長寿命化による大規模改修工事の発注が計画的に執行されている。

今後は馬毛島基地（仮称）建設工事については、本格的な時期を迎える事が予想される。できるだけ繰越事業にならないよう、早期の執行に注力されたい。

また、備品購入（一般・学校等）状況については、執行率90.7%（前年度53.5%）となっており、前年度と比べ大幅に執行されている。

（２）滞納繰越金対策

滞納繰越額の収入状況は下表のとおりである。

（単位：円）

項　　目	滞納繰越調定額	収入済額	収入率	前年度収入率
町民税（個人）	4,970,825	970,357	19.5%	17.5%
町民税（法人）	614,900	45,800	7.4%	23.5%
固定資産税	36,499,795	5,899,260	16.2%	10.5%
軽自動車税	1,736,600	210,800	12.1%	17.2%
小　　計	43,822,120	7,126,217	16.3%	12.0%
公営住宅使用料	14,777,565	792,300	5.4%	3.7%
公営住宅駐車場使用料	225,440	23,400	10.4%	1.2%
国民健康保険税	23,188,046	4,821,670	20.8%	19.4%
介護保険料	2,783,830	355,610	12.8%	3.5%
後期高齢者医療費保険料	1,074,533	386,513	36.0%	36.2%
上水道使用料	9,442,933	3,865,528	40.9%	30.5%
合　　計	95,314,467	17,371,238	18.2%	13.9%

本年度のでん粉用甘藷の作柄は、昨年に引き続き基腐病の被害が発生しており、昨年と比較し10俵ほど下回る10a当たり55俵（昨年度67俵）という結果であった。青果用の安納芋についても基腐病の発生が見受けられた。

また、さとうきびでは、８月に台風６号が襲来とその後の天候不順が長引いたことにより、中種子町の10a当たり6.6ｔ（昨年度実績7.0t）の収量見込みとなっている。

また、現在の社会情勢は、人口減少や高齢化の進行、ロシアのウクライナ侵攻、更には中東情勢の不安定化による物流の混乱や急激な円安の影響により、社会経済は不安定な状況となっている。

このような状況の中、過年度分の徴収状況については、前述の影響により徴収事務は厳しい状況であり、滞納繰越額収入率は18.2%（前年度13.9%）と前年度と比べ増加している。

また、現年度分の徴収率についても最近は改善されているものの、少しでも早い段階から計画的に訪問等を行い、税務課（管理収納係）が中心となり徴収事務の効率化を図り、関係各課連携をとり広報活動や夜間納税相談及び訪問徴収等を継続していただきたい。税負担の公平性の維持と町の財源確保のために収入未済額の縮小に努められたい。

今後も、収納体制を強化するとともに滞納者に対して適切な指導・措置に努め、収入率向上に取り組んでいただきたい。

「滞納金徴収対策本部」を中心に、各課等連携を密にし、なお一層の

改善に向けた努力を望むものである。

（３）会計事務処理等

ア　農林水産課において、農村婦人の家使用料を職員が横領するという事件が発生したことから、現金を取り扱う際の事務処理フローや管理の仕方、チェック体制を強化するなど改善対策を講じられたい。

イ　地方自治法の契約方法では、競争性、透明性、経済性等を原則として掲げていることから、例外的に認められている随意契約については安易に行わないよう適正な取り扱いに努められたい。

ウ　予算執行については、概ね適正に執行されている。しかしながら、備品購入において全く執行されていない係もあったので、早急に執行するよう努められたい。今後とも適正な予算・事業計画等を念頭に、早めの予算執行に努められたい。

エ　軽微な事務処理の指摘事項は、その都度改善を求めているが、毎回同様の指摘事項については、チェック機能の不足があると思われる。課長等を中心に改善策を講じること。

（４）財産管理等

町有財産管理については、最も安全かつ有利な方法による有効活用を図られたい。貸与及び使用許可等、その運用を図る際は、財産運用終了後の返却時に不利益を生じることがないよう貸付先には慎重に決定されたい。

また、行政財産の使用については、申請、許可、使用料納入等までの管理における書類、システム運用等を万全にするとともに確実な確認体制の構築を図ること。

7　結　び

本町の令和５年度一般会計及び特別会計並びに企業会計の定期監査については、主として財政運営を中心に、事務・事業及び予算執行並びに会計経理について監査し検討を行った。

今回、農村婦人の家使用料の収納事務における横領事件の発生を受け、農林水産課においては、今後このような事態が二度と発生しないよう、現金授受の削減、記録簿等による現金管理の徹底、複数の職員によるチェック機能強化等の改善策を講じることとした。

また、全庁においては施設使用料を徴収する部署が他にも存在している。現状における現金の取扱いについて、条例や規則等のルールを逸脱していないか、複数人でのチェック体制が整っているかを確認し、二度と類似する不祥事が発生しないよう改善対策を講じられたい。

また、現金の授受を削減し改善を図りたいとのことだが、住民サービスの低下とならないよう考慮されたい。

各会計の状況については、計数に誤りもなく適正に処理されており、概ね良好であると認められた。

その概要については、前述のとおりであるが、監査時に見受けられた軽微な指摘事項については、その都度、課長等及び担当職員に対して改善又は検討を要望したところである。各課の課長等は、最終的なチェック機能を十分に果たすとともに、職員等への各種事務事業の適正な執行を図るための指導に努めていただきたい。

なお、予算執行にあたっては、計画された事業等の迅速な遂行を図ること。

歳入については、自主財源である税や使用料等の確保は第一と考え、国・県の優位な補助金やあらゆる財源確保に積極的に努められたい。

歳出については、無駄な支出がないよう経費節減に努め、最小の経費で最大の効果をあげることを念頭におき、町民が何を求め、何を期待しているのかを常に把握する必要がある。その町民の負託に応えるため、職員の意識改革やスキルアップがなされるよう、なお一層努力されることを望んで結びとする。